

令和7年度
石巻市太陽光発電等普及促進事業
補助金申請の手引き

令和7年4月

石巻市市民生活部環境課

《目次》

1	目的	1
2	補助金交付額	1
3	申請受付期間	2
4	補助対象者と補助対象システム	2
5	申請に必要な書類	4
6	提出書類に関して	5
7	申請の流れ	7
8	注意事項	8
9	受付窓口・お問合せ先	9

《申請様式関係》

- 1 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- 2 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る
市税完納証明願兼証明書(様式第2号)
- 3 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム
確認書(様式第3号)
- 4 対象システムを設置した建物の所有者の承諾書
- 5 補助対象設備に関する領収書内訳書(参考様式)

【1. 目的】

自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ることを目的として行うもので、太陽光発電システム、定置用蓄電池（蓄電システム）、エネルギー管理システム（HEMS）を設置した方に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS設置後、3つ同時でも申請することができます。また、太陽光発電システムのみを設置していた方が、新たに蓄電システムまたはHEMSを設置した際に限り、蓄電システムまたはHEMSにかかる補助金を申請することができます。

【2. 補助金交付額】

（個人の場合）

太陽光発電システム	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の <u>公称最大出力 1kW 当たり 20,000 円</u> を乗じて得た金額。 （ <u>上限 80,000 円</u> 、千円未満切り捨て）
定置用蓄電池（蓄電システム）	設置した蓄電システムにおける容量に <u>1kWh 当たり 20,000 円</u> を乗じて得た金額。 （ <u>上限 80,000 円</u> 、千円未満切り捨て）
エネルギー管理システム （HEMS）	HEMSの設置にかかった費用（税抜）。 （ <u>上限 20,000 円</u> 、千円未満切り捨て）

（事業者の場合）

太陽光発電システム	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の <u>公称最大出力 1kW 当たり 20,000 円</u> を乗じて得た金額。 （ <u>上限 200,000 円</u> 、千円未満切り捨て）
定置用蓄電池（蓄電システム）	設置した蓄電システムにおける容量に <u>1kWh 当たり 20,000 円</u> を乗じて得た金額。 （ <u>上限 200,000 円</u> 、千円未満切り捨て）
エネルギー管理システム （HEMS）	HEMSの設置にかかった費用（税抜）。 （ <u>上限 20,000 円</u> 、千円未満切り捨て）

本事業は、みやぎ環境交付金を活用しています。

【3. 申請受付期間】

令和7年4月1日（火） ～ 令和8年3月13日（金）

【4. 補助対象者と補助対象システム】

令和6年4月1日（月）以後に補助対象システムの設置を完了した方

※令和6年度中に交付申請をすることができなかった方も補助対象となります。

（1）太陽光発電システム

※以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人（個人事業主を含む。）のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 令和6年4月1日以後に電力受給契約を締結している方。 ④ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない方。	① 太陽電池による発電装置であり、住宅、店舗、事業所等（賃貸共同住宅及び分譲共同住宅を除く。）の屋根等への設置が適しているもの。 ② 系統連系電圧は「低圧」で、配線方法は「余剰配線」としているもの。 ③ 未使用品であるもの。

（2）定置用蓄電池（蓄電システム）

※以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、 ② 石巻市内に事務所等を置く法人（個人事業主を含む。）のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ③ 全ての市税に滞納がない方。 ④ 令和6年4月1日以後に蓄電システムを設置完了している方。 ⑤ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない方。	① 常時、太陽光発電システムと接続しているもの。 ② 一箇所に固定して使用しているもの。 ③ 未使用品であるもの。 ※複数台設置の商品でも、1台分のみが補助対象となります。

(3) エネルギー管理システム (HEMS)

※以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

補助対象者	補助対象システム
① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く個人事業主のいずれかであり、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に対象システムを設置している方。 ② 全ての市税に滞納がない方。 ③ 令和6年4月1日以後にHEMSを設置完了している方。 ④ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない方。	① 常時、太陽光発電システムと接続しているもの。 ② 空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積できるもの。 ③ 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有しているもの。 ④ 未使用品であるもの。 ※BEMSシステム等は補助対象外です。

【5. 申請に必要な書類】

※必要書類の詳細に関しては、【6. 提出書類に関して】をご確認ください。

No.	チェック	必要書類	太陽光	蓄電池	HEMS	書類に関して
1	☐	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	●	◎	◎	原本1部
2	☐	補助金振込先金融機関口座の通帳	●	◎	◎	写し1部
3	☐	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）	●	◎	◎	原本1部
4	☐	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書（様式第3号）	●	◎	◎	原本1部
5	☐	対象システムの費用の内訳が記載された「工事請負契約書」または「住宅売買契約書」	●	●	●	写し1部
6	☐	設置費に係る領収書	●	●	●	写し1部
7	☐	対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類（出力対比表等）	●	●	●	写し1部
8	☐	太陽電池モジュールのすべての設置枚数が確認できるカラー写真または配置図等	●	—	—	1部
9	☐	電力受給契約確認書	●	—	—	写し1部
10	☐	対象システムが太陽光発電システムと接続していることがわかる書類（配線図や構造図等。HEMSの場合は、モニター画面のカラー写真）	—	●	●	写し1部
11	☐	対象システムの設置状態がわかるカラー写真	—	●	●	1部
12	☐	対象システムを設置した建物の所有者の承諾書	△	△	△	原本1部

●印 … 必ず必要な書類

◎印 … 複数の対象システムについて同時に申請する場合、重複提出が不要な書類

△印 … 申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合のみ提出してください。

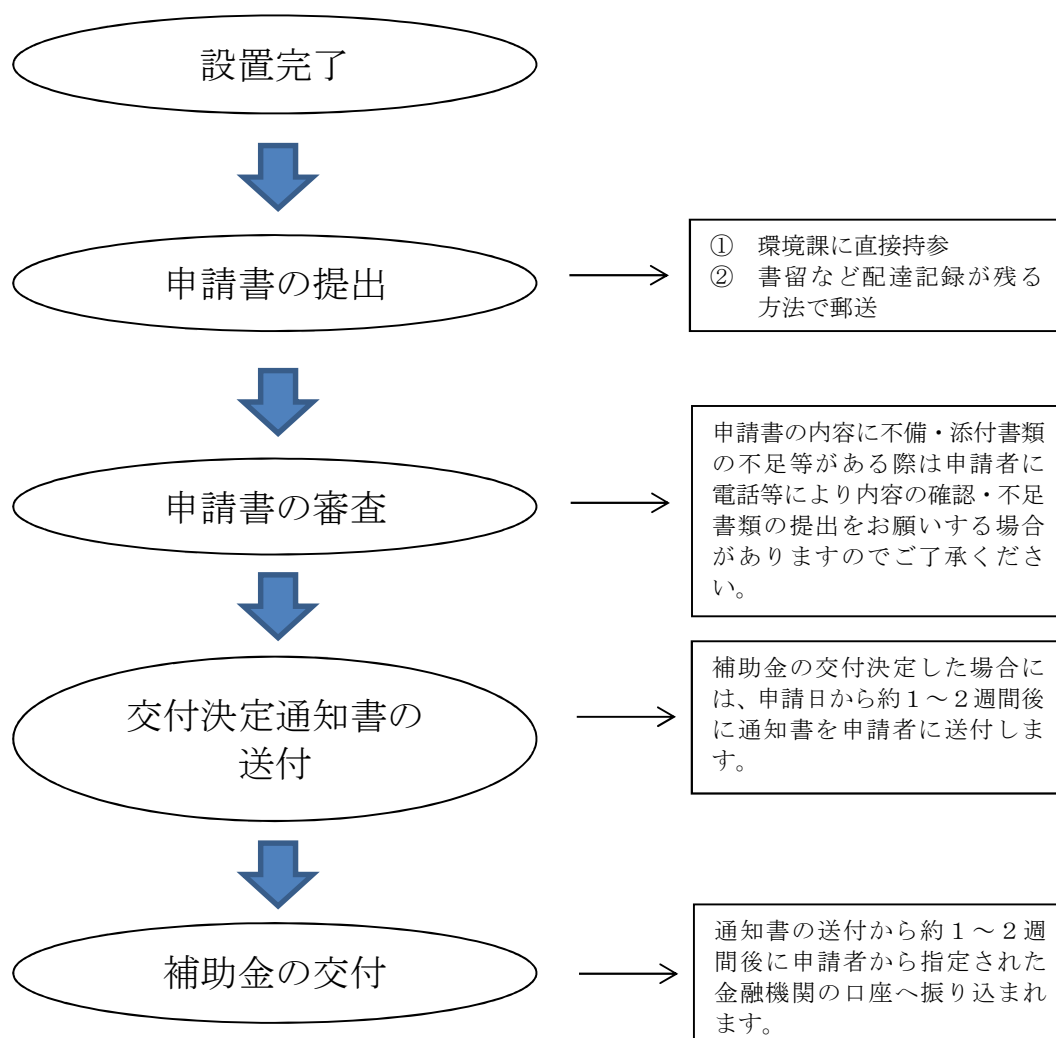
【6. 提出書類に関して】

No.	提出書類	説明
1	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付申請書 (様式第1号)	- 申請者が個人、個人事業主、法人のいずれも押印の必要はありません。 - 内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、その上に正しい文言を記入し、その隣に署名願います(訂正署名)。 ※「交付申請額」欄の金額の訂正はできません。 - 太陽光補助金申請者は、電力受給契約者に限られます。
2	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	振込先の金融機関名、支店、預金区別、口座番号、口座名義人がわかるページ(通帳の表紙と表紙をめぐってすぐの見開きページ)の写しを添付してください。
3	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書 (様式第2号)	- 様式第2号を2部作成し、証明書として交付された1部を環境課に提出してください。また、全ての市税について非課税の方は、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。 ■申請場所：市役所3階 市民税課、各支所、各総合支所 市民福祉課 ■手数料：証明書1部につき300円 ■委任状：代理人が交付を受ける場合は必要。 ■提出期限：補助金申請日前3か月以内のもの - 市外から石巻市に令和7年1月1日以降に転入した方で、申請時に石巻市において市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税履歴がない方は、前居住地の納税証明書(滞納がないことの証明)または非課税証明書を提出願います。
4	石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付対象システム確認書 (様式第3号)	設置施工業者(工事請負または住宅売買契約業者を含む。)等が作成、印鑑及び捺印を押印したものを提出してください。 ※契約書及び領収書と同じ印を押印願います。

No.	提出書類	説明
5	対象システムの費用の内訳が記載された「工事請負契約書」または「住宅売買契約書」の写し	- 太陽光、蓄電池、HEMSのいずれかを併せて申請し、同一の契約である場合、書類の重複提出は不要です。（単独で申請する場合は必要） - 申請者と契約者が異なる場合には、「申立書（任意様式）」の提出が必要となります（連名可）。 - 契約書で対象システムの設置費用が確認できない場合は、対象システムの設置費用が確認できる書類を添付してください。
6	設置費に係る領収書の写し	- 各補助対象システムの金額が確認できる領収書の写しを添付してください（但し書きも可）。 - 他工事との一括の領収書により対象システムに係る費用が確認できない場合、支払い費用全ての領収書の写しと、各補助対象システムの金額とその他金額に分けた内訳書を添付してください。 - ローン契約を締結して設置した場合には、その契約書の写しを提出してください。
7	対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し	■太陽光 設置した太陽光パネルの出力、型式、枚数等が確認できる書類（出力対比表等）。 ■蓄電池 対象システムを構成する機器の型式、容量等が確認できる書類（カタログ等）。 ■HEMS 対象システムを構成する機器の型式等が確認できる書類（カタログ等）
8	太陽電池モジュールのすべての設置枚数が確認できるカラー写真または配置図等	太陽光モジュールのすべての設置枚数及び配置が確認できるカラー写真または配置図等の書類を添付してください。
9	電力受給契約確認書	- 電力会社が申請者本人名義で発行したもの。 - 電力受給契約開始日が令和6年4月1日以後であることを確認してください。 - 系統連系電圧が【低圧】で、配線方法が【余剰配線】のものに限り申請することができます。

No.	提出書類	説明
10	対象システムが太陽光発電システムと接続していることがわかる書類の写し	- 太陽光発電システムと対象システムが接続されていることがわかる配線図や構成図等を添付してください。※太陽光発電システムと蓄電池が明記されたもの。 - HEMSの場合は、太陽光発電システムとの接続がわかるモニター画面の写真。
11	対象システムの設置状態のわかるカラー写真	対象システムの設置状態がわかるカラー写真を添付してください。
12	対象システムを設置した建物の所有者の承諾書	申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合のみ提出してください。

【7. 申請の流れ】



【8. 注意事項】

＜個人の場合＞

- 「市内に住所を有する」とは、申請時に市内に住民登録をしていることをいいます。
- 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に市県民税・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。
- 「自らの住居」とは、申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も含むこととします。後者の場合は、「対象システムを設置した建物の所有者の承諾書」の提出が必要となります。

＜事業者の場合＞

- 「石巻市内に事務所等を置く」とは、申請時に市内に事業所を有していることをいいます。
- 「全ての市税に滞納がないこと」とは、申請時に法人市民税（法人でない場合は、申請者の市県民税とします）・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。

＜共通事項＞

- リース契約により使用するものに関しては、補助対象外となります。
- 店舗、事業所と住宅を兼用している場合は、個人の住宅用での申請となります。
- 太陽光発電システム等は、申請者自らの名義で購入・使用するものに限り、この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。
- 補助金の交付は同一建物に設置する各システムにつき1台かつ1回限りです。
- 受付後に予算終了となった場合は書類を返却しますので、環境課窓口までお越しく下さい。窓口以外での返却を希望される場合は、事前にご相談ください。

【9. 受付窓口・お問合せ先】

石巻市市民生活部環境課 環境保全係

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階

電 話 番 号 : 0225-95-1111 (内線 3367・3368・3369)

F A X 番 号 : 0225-22-6120

電 子 メ ー ル : isenv@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.ishinomaki.lg.jp>

【受付・お問い合わせ時間】

午前 : 8時30分～12時00分

午後 : 12時45分～17時00分

※土曜・日曜・祝日は、閉庁日のため受付をお休みとさせていただきます。